

鹿児島県後期高齢者医療柔道整復施術療養費患者調査等業務委託仕様書

1 業務の名称

令和3年度鹿児島県後期高齢者医療柔道整復施術療養費患者調査等業務委託

2 業務委託期間

令和3年5月1日から令和3年11月30日までとする。

3 対象支給申請書

柔道整復施術療養費支給申請書2か月分

(令和3年3月施術分及び令和3年7月施術分の2か月分を予定)

9,500件×2か月=19,000件(見込)

4 委託業務内容

(1) 柔道整復施術療養費申請書調査対象者リスト作成

受託者は、柔道整復施術療養費支給申請書データをもとに、調査対象者リストを作成し、広域連合に提出する。広域連合は、提出されたリストを基に、照会文書等を発送する被保険者を抽出し、「照会等文書発送リスト」を作成し、受託者へ提出する。

【調査対象とする項目について】

- ・ 多部位負傷（3部位以上）施術の申請書
- ・ 長期継続（3か月を超える期間）施術の申請書
- ・ 頻回傾向（1月あたり10～15回以上が継続する傾向がある場合）施術の申請書
- ・ その他広域連合の指示する事項に該当する申請書

(2) 照会等文書等発送件数（見込）

- ① 照会文書・・・ 500件
- ② 啓發文書・・・ 1,000件

(3) 照会等文書の送付方法

- ① 照会等文書の送付回数については委託期間内に1回とする。
- ② 送付については、施術所へのかかり方、保険適用の可否等について分かりやすいリーフレット等を作成し、照会文書と併せて被保険者に送付する。
- ③ 調査表未返却者へ対しては勧奨通知を送付する。

なお、調査に係る費用はすべて受託者の負担とする。

- ・ 照会文書（照会文書・調査票・リーフレット等）の製作・印刷
- ・ 啓發文書（啓發文書・リーフレット）の製作・印刷
- ・ 勸奨通知（勸奨通知・リーフレット）の製作・印刷
- ・ 調査票未返却者への勸奨
- ・ 宛名印刷
- ・ 封筒製作・印刷
- ・ 封筒への内容物封入・封緘
- ・ 調査経過及び結果一覧表の作成
- ・ 郵送料

④ コールセンターの設置

照会等文書送付後、送付対象者からの各種質問に対応するために、コールセンターを設置する。なお、設置等に係る費用はすべて受託者の負担とする。

⑤ 疑義対象者リストの作成

照会等文書送付後、柔道整復施術療養費支給申請書と突合し、「疑義対象者リスト」を作成する。

(4) 「委託業務完了報告書」を作成し報告する。

(5) 成果物の納品

- ・ 疑義対象者リスト
- ・ 照会等文書（照会文書・調査票・リーフレット等）
- ・ 啓発等文書（啓發文書・リーフレット）
- ・ 勸奨通知（勸奨通知・リーフレット）
- ・ 調査票と申請書との突合点検状況表
- ・ 調査経過及び結果一覧表
- ・ コールセンター対応記録票

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、広域連合及び受託者の協議により決定する。